平成２９年（フ）第４４７号
神戸市長田区西山町４丁目６番４号あけぼの荘203号
債務者　倉田　幸二
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１号
千葉県木更津市文京３丁目１番37号　ファミーユ文京205
債務者　浜内　知子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第３０６号
神奈川県平塚市四之宮３丁目１番13号
債務者　平野　春美（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３１１号
神奈川県小田原市飯田岡209番地の１　Ｙ・モンターニャ201号
債務者　箕田　光洋
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１７６号
神奈川県愛甲郡愛川町春日台５丁目２番地の１　ローゼスハイツ101、前住所神奈川県厚木市関口230番地７
債務者　田中　義一
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３６号
山口県周南市大字湯野4259番地の１キャトルセゾン102号、旧住所山口県防府市華園町２番21号
債務者　山本　則夫
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第２９２号
千葉県松戸市松飛台564番地の１　松飛台パーク202号
債務者　後藤　裕一
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３３９号
千葉県松戸市牧の原２番地の５　牧の原公団住宅１街区21棟1017号
債務者　佐々木　博
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２１８号
神奈川県伊勢原市白根119－３　メイプルⅢ－108、住民票上の住所神奈川県伊勢原市東大竹53番地の10　パレスＴＭ103号
債務者　中川　直子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５０７号
名古屋市港区港栄３丁目２番12号　常光マンション702号
債務者　岡田　恵美
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７０５号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目33－７－205
債務者　西村麻衣子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７３９号
東京都葛飾区東金町３丁目12―10―103
債務者　橋本　徳子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７５０号
東京都中央区月島３丁目５－７　２Ｆ
債務者　高橋　淑乃
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７５１号
東京都葛飾区東立石１丁目８－14　アヴァンセ立石２号棟205
債務者　菅野　友視
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７５６号
東京都小平市花小金井南町２丁目10－６　金子コーポ50　208
債務者　西村裕紀子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部